

陳述書(第8部)

一 株式公開会社として不適当な被告の行為について 一

平成26年9月22日



1. はじめに

被告は株式会社、それも株式公開会社です。本件訴訟での被告の数々の主張および訴訟に至るまでの数々の被告の主張には、株式公開会社として信じ難いことばかりです。

株式公開会社の企業統治には、株主による経営監視という一側面があり、株主として会社に損害を与える問題鑑定人に対する被告の対応を質すことは株主の立場としてその目的に適ったものであり、それを理由に不当な報復・虐待人事を行うことは明らかにコンプライアンス違反です。

本陳述書では、株式公開会社としてふさわしくない被告の主張、行為について縷々述べさせていただきます。

2. 株主の個人情報の漏えい

被告準備書面(3)の6ページにおいて、「住友海上より原告が主張する内容の真偽等について調査依頼があった」と記述しています。その調査依頼により、三浦人事課長が原告に「鐘ヶ江鑑定人に関するヒヤリング」と称する呼び出し状(陳述書第1部別紙3)を持ってきました。

この主張が正しいのであれば、住友海上は、株主である原告の名前を他社に漏

洩したということになります。住友海上の株主の主張の真偽を被告に調査依頼するのであれば、「当社のある株主よりこのような主張があり」と株主の具体的な名前は出さずに調査依頼すればよく、つまり株主の名前を出す必要性も無く、当然のことながら株式会社は株主の名前の守秘義務があるのは議論するまでもありません。

原告が住友海上の株主であったことは、原告の家族さえ知らず、株主であるということは個人情報です。その個人情報を他社、それも株主が勤務している会社に漏洩するなど、信じられない重大なコンプライアンス違反です。

その後、住友海上と三井海上が合併して被告になっているのですから、その責は被告が負うべきものです。

3. 株主の権利と自由の剥奪による人事権の濫用

(1) 1997年(平成9年)1月頃、私は上司である「近藤部長」と「仲山課長」に別室に呼ばれ、「保険会社の社員が同じ損害保険業界の他の保険会社の株主総会で質問することは好ましくない」旨の注意を受けました。私は「会社(三井海上)としては、私に住友海上の株主総会で質問して欲しくないということですか?」と質問したところ、近藤部長は「まあ、そういうことだ」と答えました。

これに対し、私が「私は株主として質問するのであり、それはどこの会社であろうとまったく株主である私の自由です」と伝えました。

すると同年3月28日、私は仲山課長に別室に呼ばれ、次のような通知を受けました。

—————<通知内容>—————

人事部と総務部(当時株主総会担当)と損害調査部の3部門で話し合い、同じ損害保険業界の他の会社の株主総会で質問するような社員に、(会社として)通常の業務はさせられないという結果になった。したがって平成9度以

降(4日後の4月1日以降)、通常の業務は与えないこととした。また、懲戒処分について近々決定する。

————(以上が通知内容)————

こんな馬鹿げた通知内容など有り得ません。同じ業界の他の会社の株主総会で質問するような社員に通常の業務はさせられない、懲戒処分という人事的制裁を加えるなど、まったく意味不明かつ不合理で人事権の濫用であることは議論するまでもありません。

通知通り、4日後の4月1日以降、私は通常の業務は取り上げられ、職場の席も明らかに嫌がらせと思われる位置に移動させられたことは、前に述べたとおりです。

(2) なお、被告は準備書面の中で、「株主としての権利行使であるからといって、被告の労働者としての誠実義務等が免除されるわけではないから、この観点から、被告が原告に対して事情を聴くことは適切である。」と主張していますが、株主の権利行使の意味を理解しない、意味不明な見解と言わざるを得ません。

(3) また、被告準備書面の中で、「労働者が業務上知り得た情報をもとに、同業他社の株主総会において、自社取引先の評価を低下させる発言をすることに対してかかる発言をしないよう求めることは不適切ではない」と記述してありますが、これは、まったくもって不当です。

株主が、株主である当該株式会社が問題鑑定人に業務を依頼することによって、株主利益が失われることを防ぐようにするのは、株主として極めて当然の行為です。

さらに、被告は、原告が鐘ヶ江鑑定人問題を追及するために他の損害保険会社の株を買ったことは問題であり、このような社員を昇進させないことは当然だと信じ難い事を主張していますが、どの会社の株を買おうがまったく個人の自由ですし、私が株を買ったのも各損害保険会社は比較的安定した経

営を続けて無配になることなく、どの会社からも順調に配当を受け続けられるため、資産運用のために購入したのであり、株主になった以上、株主となってその会社の不正を正し、自らの資産運用の障害が生じないよう、「物言う株主」になることは当然の権利だと思います。

また、たとえ、私が「物言う株主」になるために株を買ったとしても、株式公開会社の企業統治には株主による経営監視という一側面があり、株主として会社に損害を与える問題鑑定人に対する被告の対応を質すために「物言う株主」となるために株を買うこともまったく自由です。「一株株主運動」などは、その典型的な例です。

同業他社の株を買ったから、そのような社員は昇進させないのは当然だといわんばかりの被告の主張は、株式会社として、ましてや公開会社としてあるまじき主張です。

4. 株主の権利を侵害する被告の行為

2007年(平成19)年6月の被告の株主総会において、「英国子会社問題および社内外に広く噂されている社内で起きたセクハラ問題の信憑性」について私が質問したところ、驚くべきことに後日人事部の瀧本人事グループ長より「株主総会で質問したので懲戒処分の対象にする」旨の「懲戒処分予告通知」(別紙1)のメールが送信されてきたのです。そして、数日後人事部に呼び出され「株主総会で質問したので懲戒処分の対象になる」と瀧本人事グループ長より通告されました。

株主総会で社員株主が質問したからと言って懲戒処分するなど、株式公開会社として、あるまじき行為であることは言うまでもありません。それもこの質問は、前述のとおり、被告の社内情報に関するものでも何でもなく、世間に広く知られていることを質問しただけです。

そこで私は、被告に質問状(別紙2)を送付するとともに、代理人の岡田弁護士

からも質問状(別紙3)を送付、そしてさらに、新聞社や経済紙、週刊誌等の各マスコミに連絡して、人事部の滝本人事課長より「株主総会で質問したので懲戒処分の対象になる」旨のメールが送信されてきた旨を伝えたところ、どのマスコミも反応し、私は各マスコミから取材を受けました。私を取材したマスコミが、被告の広報室に裏取り取材に行ったところ、被告の対応はしどろもどろだったそうです。この件に関しては、損害保険業界の業界紙(別紙4)で報道されました。

なお、岡田弁護士より、人事部長に送付した質問状については、別紙5のとおり、被告の人事部長より「現在懲戒処分について検討中である。」との回答がありました。結局、私は懲戒処分されることはありませんでした。単なる嫌がらせだったことは明白です。

さらに当時、私が、会社の対応は社員株主への恫喝であり、コンプライアンス違反であるとして、コンプライアンス部に不祥事報告を行ったところ、別紙6の回答のとおり、「株主総会で質問した社員株主について懲戒処分を検討することは違法ではない」とのあきれ果てた回答が来たことを付言しておきます。

以上